平成 30 年度
先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクト

公募要領

2018 年 5 月

一般財団法人日本宇宙フォーラム

（内閣府　宇宙開発戦略推進事務局　委託事業）

© JAXA/NASA

目次

Ⅰ. 先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクトについて 1
１. 目的 1
２. スキーム 1
Ⅱ. 公募条件 2
１. 応募主体 2
２. 実証チームの活動内容 2
３. 対象範囲 2
４. 実施期間 3
５. 実施場所 3
６. 委託金額と経費の内容 3
７. 実施件数：7 件程度 5
８. 委託契約と知的財産権の帰属 5
９. 実証チームの代表者の責務 5
１０. 全体スケジュール 6
Ⅲ. 提案書の申請 7
１. 提出書類・提出先 7
２. 応募締切 7
Ⅳ. 審査・選定 8
１. 審査・選定プロセス 8
２. 審査基準 8
Ⅵ. 事業開始～委託費の支払い 10
１. 事業の開始及び事業完了 10
２. 完了報告 10
３. 委託金額の確定及び委託費の支払い 11
Ⅶ. その他 13
１. 結果の公表について 13
２. 事業終了後の報告について 13
３. 秘密の保持 13
４. お問合せ先 13

I. 先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクトについて

１． 目的

宇宙基本計画（平成 27 年 1 月宇宙開発戦略本部決定）においては、民生分野における宇宙利用を推進するにあたって、宇宙を活用した地球規模課題の解決と安全・安心で豊かな社会の実現、関連する新産業の創出を図ることとされています。

これに関して、平成 29 年 5 月に宇宙政策委員会宇宙産業振興小委員会でとりまとめられた「宇宙産業ビジョン 2030」では、衛星データの先進的な利用モデルの実証・普及等を通じた新事業・サービスの創出につなげていくための改善方策についても検討しています。

また、宇宙基本計画工程表（平成 28 年 12 月宇宙開発戦略本部決定）においては、利用ニーズの各プロジェクトへの反映が掲げられ、政府衛星の各プロジェクトに現場の利用ニーズを反映させるような仕組みづくりを検討することとされています。

こうした背景を踏まえ、「先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクト」（以下「実証プロジェクト」）では、衛星リモートセンシングデータをはじめとした衛星データを活用したソリューションによる効果を実証することで、先進的な成功事例の創出を図りつつ、民間事業者が自律的に衛星データを用いたソリューション展開を行うことを目的としています。また、これまで宇宙産業に関わりの薄かったソリューション開発を担う IT 事業者や、防災、農林資産業、インフラ維持管理、交通、物流、金融・保険等の非宇宙分野の事業者や国・地方公共団体等の潜在的ユーザーが一体となって新たなアイデアを持ち込むことで、従来の宇宙関係者に閉じないユーザーの発掘・拡大を図ることにより、衛星データ利用拡大やこれを通じた経済社会への一層の貢献を目指しています。また、これらの活動を通じて潜在的な利用ニーズを分析し、同ニーズに対応した将来のリモートセンシング衛星の在り方に反映させることも目的としています。

２． スキーム

本募集は、公募により広く企画の提案を求める「企画競争」として実証プロジェクトの提案を募集するものです。

所定の選定手続き（有識者による審査）を経て、対象となる実証プロジェクトが選定された後、当該実証プロジェクトの実証チーム（「II. １．応募主体」参照）の代表者には、一般財団法人日本宇宙フォーラム（以下「JSF」という）と委託契約を締結し、国によるプロジェクトとして、実証プロジェクトを実施いただき、その結果を JSF に提出していただきます。

その後、JSF において、全 7 件（予定）の実証プロジェクトの結果を総合的に分析・検証し、実証プロジェクト結果として、内閣府宇宙開発戦略推進事務局に報告します。その結果が、将来のリモートセンシング衛星の在り方他の議論に反映される予定です。

＜スキーム＞

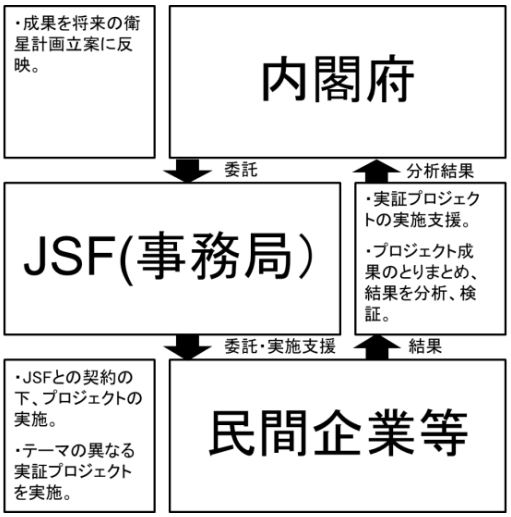

II. 公募条件

1. 応募主体

実証チームのメンバーには、原則として衛星データの利用者（ユーザー側）、利用サービスの開発・提供者（サービス提供者）を含めることとし、ユーザー側・サービス側が一体となって実証できる体制とします。

海外の機関の参加を排除するものではありませんが、チームをとりまとめる者は日本国内の企業・組織とします。

2. 実証チームの活動内容

実証チームの活動内容は以下の通りです。

- 先進的利用モデルの実証（実証内容例：衛星データを利用した新サービスの開発・実証、新たな衛星データアプリケーションの開発・実証、データ利用プラットフォーム構築　等）
- 実証を通じた利用ニーズの検討（検討内容例：データ利用上の課題、新たな衛星データニーズ等）
- 成果の報告（指定フォーマットによる）

3. 対象範囲

（1）応募対象プロジェクト

新事業・新サービスの創出や既存産業の生産性向上、地球規模課題の解決や安全・安心で豊かな社会の実現等に貢献する先進的な衛星データ利用モデルの実証プロジェクトの提案を募集します。（例：防災、農林水産業、インフラ維持管理、交通、物流、金融・保険、スポーツ、オリパラ　等）

（2）応募要件

以下の条件を満たす取組であることが必要です。

- 衛星データを用いた先進的な取り組みであること。

※ 地上データと効果的に組み合わせるサービスは可能とします。

・ 以下の内容が提案書に記載されていること。

① 実証プロジェクトにおいてどのような効果を期待しているかを提示すること。

② 実証プロジェクトを行うことにより、これまでに得られなかった生産性向上等の効果がユーザーに対して提供できること。

③ 実証プロジェクト提案に至った背景と本プロジェクトで得られる結果がもたらす社会的な効果・貢献について示すこと。

④ 可能な場合は来年度以降の取組を含めた実施計画を提示すること。

４． 実施期間

平成 30 年契約締結次第（6 月下旬以降～）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

※ プロジェクト実施期間は、実証プロジェクトの契約で定める日から平成 31 年 3 月 29 日までとします。また、実績報告書は平成 31 年 3 月 15 日までに必ず提出願います。なお、契約に際し、事業内容や精算手続きとの関係で実施期間について調整することがあります。

５． 実施場所

日本国内・海外

６． 委託金額と経費の内容

1 件あたり 1,000 万円（税込）程度

※ 1 件あたりの委託金額については、応募状況によって柔軟に変更します。

※ 実証プロジェクトに計上できる経費は、実証プロジェクトの契約締結日以降に発注し、実証プロジェクト完了日までに支出が発生するものが対象です。

※ 実証プロジェクトの経費については以下の通りとします。

・ 人件費、事業費（データ購入、機材購入、旅費等）、一般管理費を計上できます。

・ 外注費は原則として経費総額の 5 割未満とします。

・ 実証プロジェクトを実施したことに対する利益の計上は認められません。

＜計上可能な経費＞

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	実証プロジェクトに直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	データ購入費	実証プロジェクトで使用する衛星データ等購入費
	機材購入費	実証プロジェクトで使用する機材（観測機器、ドローン等）等の購入費
	機材リース費	実証プロジェクトで使用する機材（観測機器、ドローン等）等のリース費
	旅費	実証プロジェクトを行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費

	会議費	実証プロジェクトを行うために必要な会議、ワークショップ等に要する経費（会場借料、飲料等（但し、飲食に係る経費は対象外）等）
	謝金	実証プロジェクトを行うために必要な謝金（会議・ワークショップ等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価）
	消耗品費	実証プロジェクトを行うために必要な物品であって備品等に属さないもの（但し、当該実証プロジェクトのみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する費用
	補助員人件費	実証プロジェクトを行うために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	外注費※	受託者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に外注するための経費（請負契約）
	再委託費	発注者との取り決めにおいて、受託者が当該実証プロジェクトの一部を他社に行わせるために必要な経費（委託契約）
	その他諸経費	実証プロジェクトを行うために必要な経費のうち、当該実証プロジェクトのために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれかの区分にも属さないもの －通信運搬費（郵便料、運送代等） －翻訳通訳　等
一般管理費	一般管理費	実証プロジェクトを行うために必要な経費であって、当該実証プロジェクトに要した経費としての抽出、特定が困難なものについて､委託契約締結時の条件に基づき一定割合（原則 10%以内）の支払を認められた間接経費。

※　外注費は、原則として委託費総額の 5 割未満とします。

経費支出上の注意

人件費	・地方公共団体及び関連機関、政府関連機関など公的機関の場合、計上できません。
謝金	・実証プロジェクト実施主体内部のメンバーへの支出は認められません。
消費税	・委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業のどちらかに該当するかを確認します。

７．　実施件数：7 件程度

＜留意事項＞

・　実施チームは実証プロジェクト終了後に JSF に対して、実証プロジェクトの実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費とは明確に区分した形で会計報告を行う必要があります。また、成果等をとりまとめた実績報告書を提出いただきます。

・　同一申請者から複数の実証プロジェクトに申請することも可能です。

・　応募は実証チームの代表者から行ってください。

８．　委託契約と知的財産権の帰属

（１）採択後、JSF は実証チームの代表者との間で委託契約を締結します。

（２）本委託契約の活動の中で生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）に掲げられた事項を実施機関が順守すること等を条件として、実施機関に帰属します。

９．　実証チームの代表者の責務

（１）実証チームの代表者は、提案した実証プロジェクトが採択された場合は、今回の委託費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する連帯責務があります。

（２）実証プロジェクトの推進及び管理

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果のとりまとめに向けて、主導的役割を果たしてください。また計画書の作成や定期的な報告書等の提出、評価等への対応を行ってください。

（３）委託費の管理

実証プロジェクトの全体の資金の適切な管理（資金計画と進捗管理等）をしてください。

（４）成果のアウトリーチ活動について

国費による実証プロジェクトであることから、国内外での成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌、論文等で発表する場合は、「先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクト（内閣府委託事業）」の成果である旨の記述を行ってください。

（５）JSF と実証チームの代表者との契約に従ってください。

（６）事業期間中において、内閣府等への成果報告やシンポジウム等での成果報告をお願いすること（合計年１～２回程度）もありますのでご対応をお願い致します。

（７）「先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクト（内閣府委託事業）」の評価、JSF による経理の調査、国の会計検査、その他監査等の対応をお願いします。

（８）プロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

１０．　全体スケジュール

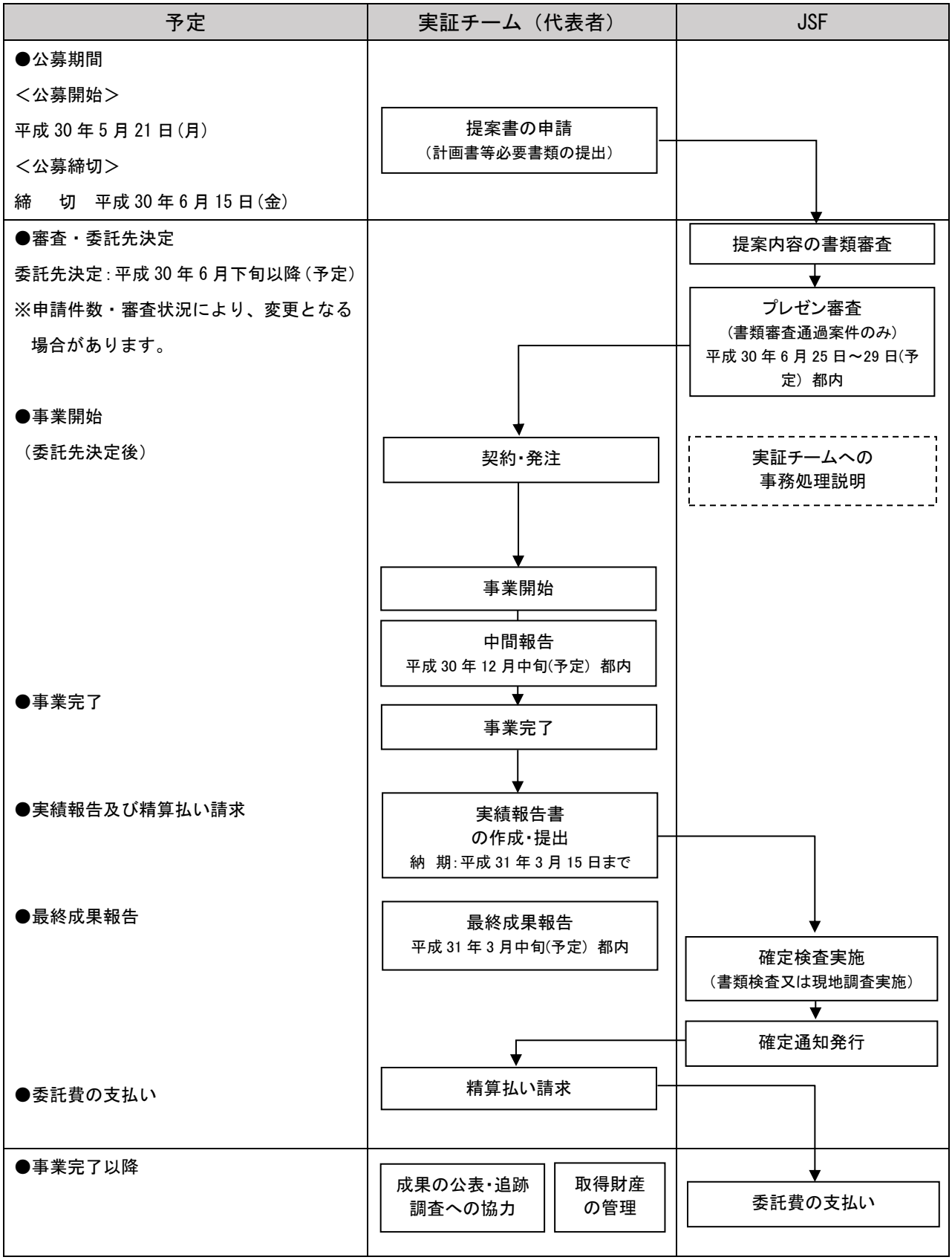
予定
実証チーム（代表者）
JSF
●公募期間
＜公募開始＞
平成 30 年 5 月 21 日(月)
＜公募締切＞
締　　切　平成 30 年 6 月 15 日(金)
提案書の申請
（計画書等必要書類の提出）
●審査・委託先決定
委託先決定:平成 30 年 6 月下旬以降(予定)
※申請件数・審査状況により、変更となる
場合があります。
提案内容の書類審査
プレゼン審査
（書類審査通過案件のみ）
平成 30 年 6 月 25 日～29 日(予定) 都内
●事業開始
（委託先決定後）
契約･発注
実証チームへの
事務処理説明
事業開始
中間報告
平成 30 年 12 月中旬(予定) 都内
●事業完了
事業完了
●実績報告及び精算払い請求
実績報告書
の作成･提出
納　期:平成 31 年 3 月 15 日まで
●最終成果報告
最終成果報告
平成 31 年 3 月中旬(予定) 都内
確定検査実施
（書類検査又は現地調査実施）
確定通知発行
●委託費の支払い
精算払い請求
●事業完了以降
成果の公表･追跡
調査への協力
取得財産
の管理
委託費の支払い

III. 提案書の申請

１． 提出書類・提出先

郵送または電子メールにより、以下の提出先までご提出ください。

（１）提出書類一覧

No	書式	書類名称	備考
１	指定	公募申請書	1 部
２	指定	公募提案概要書	製本版 3 部、CD-ROM 2 式
３	指定	公募提案書	製本版 3 部、CD-ROM 2 式
４	指定	予算計画書	製本版 3 部、CD-ROM 2 式
５	指定	同意書	1 部

（２）郵送による提出の場合

以下の提出書類に必要事項を記入の上、書類原本（オリジナル）及び電子データ（CD-R 等に格納）をまとめてご提出ください。郵送物の分かりやすい場所に「先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクト 応募書類在中」の旨を朱書きしてください。

（３）電子メールによる提出の場合

必要事項を記入の上、提出書類の電子ファイルを下記アドレスまでご送付ください。電子ファイルは合計で 10 メガバイト以下に収まるようにしてください。

＜提出先＞

一般財団法人日本宇宙フォーラム　先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクト
担当　榎・大西　宛

（書類）
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 3-2-1 新御茶ノ水アーバントリニティビル

（電子ファイル）
model＠jsforum.or.jp

２． 応募締切：平成 30 年 6 月 15 日（金）17:00　（必着）

Ⅳ. 審査・選定

１． 審査・選定プロセス

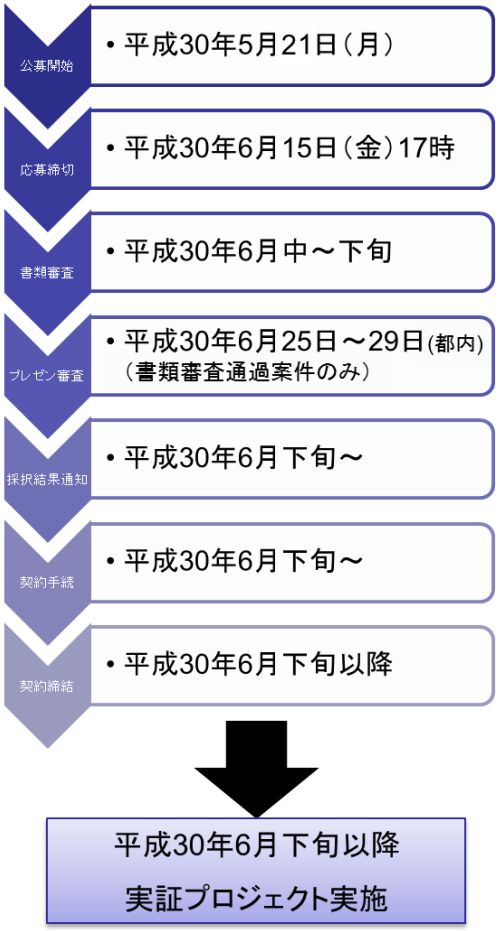

※ 書類審査を通過した提案は、平成 30 年 6 月 25 日～29 日（予定）に都内にて実施するプレゼン審査へ出席いただきます。書類審査通過提案の代表者には、6 月中下旬に事務局からご連絡します。なお、プレゼン審査に出席するための交通費等は応募者自己負担となります。事情により出席が難しい場合は、事務局までご相談ください。

２． 審査基準

（１）基礎項目：以下のポイントを満たしているかを評価します。

１.	事業目的及び公募条件との整合性	・ 取組の背景と目的が明確になっており、公募要領Ⅰ.1.の目的に合致しているか。 ・ 公募要領Ⅱの公募条件を満たしているか。
２.	実証プロジェクトの内容・先進性	・ 具体的で実現性・実用性があるか。 ・ 既存の取組ではなく、技術面や実証分野等の観点から先進的か。
３.	期待される成果・横展開への取組	・ 期待される成果は、我が国の経済成長や社会課題の解決につながるものか。 ・ 期待される成果が申請金額や支出項目のバランスに照らして妥当か。

		・ 実証成果を日本国内や海外に広く横展開するための取組が十分か。
４.	計画性・実現性	・ 実証を行うための財務・事務管理能力、体制、その他必要な能力（実績、ノウハウ等）を有しているか。 ・ 契約期間内に事業を確実に完了できる計画か。

（２）加点項目：以下のポイントを加点形式で評価します。

５.	実証チームの構成	・ 宇宙関係者だけでなく、IT 事業者等の非宇宙分野の事業者が含まれているか。 ・ 国や地方公共団体等の大口ユーザーが含まれているか。
６.	イノベーション	・ IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等の第 4 次産業革命のイノベーションを活用しているか。 ・ 時間／空間分解能が高い衛星データや宇宙分野以外の地上データなど、多様なデータを活用しているか。
７.	事業化を見据えた取組	・ 実証後も自立的に事業化に取り組むための、民間資金の調達計画や推進体制を有しているか。
８.	地方創生／公共利用	・ 地域活性化や地域課題の解決にも資する取組か。 ・ 災害対応等の公共利用にも資する取組か。

VI.　事業開始～委託費の支払い

１．事業の開始及び事業完了

（１）事業の開始

実証チームは、JSF から委託先決定通知の後、委託事業の開始（設計・設備などの発注、契約等）にあたっては、以下の点に留意して下さい。また、不明な点があれば、必ず JSF の担当者へ連絡して下さい。

① 発注日、契約日は、JSF の委託先決定日以降であること。
② 原則として競争入札又は相見積りによって相手先を決定すること。
③ 当該年度に実施された設計、設備購入等については、当該年度中（または、委託事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。

（２）計画変更等

実証チームは、提案申請時の事業の内容を変更、委託事業経費の区分ごとに配分された額の変更、委託事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に JSF の承認を受ける必要があります。

委託対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の 10%以内で変更する場合は、JSF の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業が変更されたわけではないので、原則として JSF の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により委託対象経費が増額となる場合であっても、委託金額の増額は原則認められません。

（３）申請の取下げ

採択後、実証チームの都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

（４）事業実施

事業実施期間中に JSF 又は内閣府から進捗の確認やコンサルティングを行うことがあります。

（５）事業の完了

当該年度の委託事業は、実証プロジェクトの実施及び実証チームにおける支出義務額（委託対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）を持って事業の完了とします。

また、実証チームから外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行って下さい。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払いが完了している必要があります。支払いの事実を証明できる証憑を準備してください。

２．完了報告

（１）完了報告

実証チームは、当該年度の委託事業が完了した場合は、平成 31 年 3 月 15 日までに実績報告書を提出して下さい。また、別途 JSF が指定する日までに成果報告書※を提出してください。

※　成果報告書は、概要版（指定書式）と詳細版（自由書式）を提出願います。成果報告書

はいずれも公開可能なものとし、詳細版には、指定された項目に基づき「実証プロジェクトの実施結果」として、実証プロジェクトの具体的な取組内容、効果検証の手法、得られた成果がもたらす社会的な効果、今後の展開予定、データ利用上の課題、新たな衛星データニーズ　等々得られた成果についてA4サイズ縦20枚程度に記載してください。

＜完了報告の流れ＞

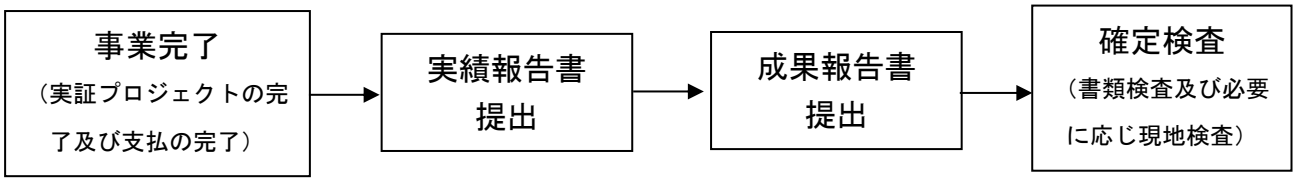

（２）提出書類一覧

No.	書式	書類名称	備考
６	指定	実績報告書	・ Word
７	指定	成果報告書（概要版）	・ PowerPoint、A4サイズ縦1枚 ・ 専用HPやシンポジウムでの公開が前提。プロジェクトの内容によって、記載項目を変更する可能性があります。
８	自由※	成果報告書（詳細版）	・ Word、A4サイズ縦20枚程度 ※ 指定する項目に沿って作成すること
９	自由	補足資料	・ PowerPoint、A4サイズ横15枚程度 ・ 図表等を使用した、成果報告書を補足する資料

（３）完了報告書類の提出期限

No.	書類名称	提出期限
６	実績報告書	平成31年3月15日
７，８，９	成果報告書（概要版及び詳細版） 補足資料	別途JSFが指定

３．　委託金額の確定及び委託費の支払い

（１）委託金額の確定

JSFは、実証チームからの実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が採択決定の内容に適合すると認めたときは支払うべき委託費の額を確定し、実証チームに通知します。

なお、確定検査を行うにあたって実証チームに用意して頂く書類は別途お知らせします。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、

原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。

＜利益排除について＞

委託事業において、委託対象経費の中に実証チームからの自社製品の調達がある場合、委託対象事業の実績額の中に実証チームの利益等相当分が含まれることは、委託費支払いの目的上ふさわしくないと捉えられます。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱います。

① 利益等排除の対象となる調達先

実証チーム自身の場合、利益等排除の対象とします。

② 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価をもって委託対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいうこととします。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めます。

例）売上原価/売上高（直近年度単独決算報告）をもって利益相当額を排除します。

	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
３者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	利益排除
特命発注の場合	利益排除必要なし （事由書をもって判断）	利益排除	利益排除

（２）委託費の支払い

実証チームは、JSF の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、委託費の支払いを受けることになります。

（３）財産管理

実証チームは、委託事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、委託事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、委託費の支払いの目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、JSF が別に定める期間中に取得財産等を処分（委託費の支払いの目的（委託費支払い申請書に記載された委託事業の目的及び内容）に反して使用し（自主事業等当該委託事業以外の目的に使用する等）、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ JSF の承認を受ける必要があります。

従って、実証チームにおいて上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

（４）委託費の返還、取消、罰則等

万一、当該公募要領に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

・ 支払い決定の取消及び委託費の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
・ 相当の期間委託費等の全部または一部の支払い決定を行わないこと。
・ JSF の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
・ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から JSF に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
・ 実証チーム等の名称及び不正の内容の公表。

VII. その他

１． 結果の公表について

JSF は、委託先となる実証チームが採択された後に、申請件数及び採択件数、実証チーム、事業名等を専用ホームページ等で公表します。また、成果報告書に基づき、実証結果についても専用ホームページ等で公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

２． 事業終了後の報告について

本事業終了後５年間、実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JSF 又は内閣府から求められる場合があります。

３． 秘密の保持

提出された申請書は、実証チームの選定のみに使用します。審査委員には守秘義務がありますが、提出された申請書は全て審査委員に開示されます。また、実施計画書の内容（公開することを明示している部分）に関しては、事前告知を行わず、国又は JSF から公表される場合があります。

取得した個人情報については、提案プロジェクトの実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

４． お問合せ先

本公募要領に関するお問合せは、原則的に所属・氏名・質問事項を記載の上、電子メール<model@jsforum.or.jp>でご連絡ください。簡単なお問合せについては電話、メールでも受け付け致しますが、場合によっては文書での送付をお願いする場合があります。

＜問合せ先＞
一般財団法人日本宇宙フォーラム　先進的な宇宙利用モデル実証プロジェクト
担当　榎・大西　　TEL：03-6206-4902、e-mail: model@jsforum.or.jp